

大情審答申第 374 号
平成 26 年 6 月 26 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて (答申)

平成 25 年 1 月 16 日付け大建第 2097 号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長 (以下「実施機関」という。) が、平成 24 年 10 月 16 日付け大建第 1479 号に
より行った不存による非公開決定 (以下「本件決定」という。) は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 10 月 2 日、大阪市情報公開条例 (平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。) 第 5 条に基づき、実施機関に対し、「1 大阪市内一円
において、給水装置工事及び下水道法 16 条申請工事の道路占用申請を、申請時におい
て、占用者でない大阪市水道局及び建設局下水が行っている法的根拠 (法、条例、規
程、規則) 及び内規、要項の開示 2 大阪市道路占用規則第 9 条の別に定めた基準、
同第 18 条の本復旧工事の復旧範囲を定めるための基準及び要項又は関係例規の開示
3 道路占用許可書の許可条件はいつの年月日に、文書処理され、決裁し、書込まれ
たのか、関係書類の開示」を求める旨の公開請求 (以下このうち 1 に係る部分につい
てのみ「本件請求」という。) を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書 (以下「本件文書」という。) を保有していない
理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 12 月 12 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 道路法(昭和27年法律第180号)第32条を逸脱して、占有者でもない者(大阪市水道局及び大阪市建設局下水)に大阪市道路管理者が占有申請させているからには、行政である以上、それを行わせる条例、規程、規則、決裁書があるはずである。開示すれば不都合が生じるので故意に隠ぺい、毀棄していると思えてならない。
- 2 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の適用を受けて施工する場合の工事は、当然同条の許可を受けた者が施工するのであり、工事終了後、実施機関の検査を受けて帰属されるものであることは承知している。
道路法第32条第1項にあるとおり、下水道法第16条の許可を受けた者が占有申請を出すものであり、帰属された時点で道路法に基づき、占有変更申請がなされるものである。
- 3 下水道事業者の行う工事でないのに実施機関が占有申請をすれば、工事中の責任は占有申請者である実施機関がとれるのか、とれるのであればそれを明記している書面の開示を求める。
- 4 下水道法第3条は、下水道事業者の行為を定めたものであり、同法第16条は下水道事業者の承認を受けて施工するものであり、同条の工事は下水道事業者の工事ではない。
- 5 給水装置を建設局は大阪市水道局に占有申請を提出させている点にかかる説明は一切なされていない。これに対しても説明を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求の事案である施工承認工事(下水道法第16条の適用を受け施工できる工事をいう。)において、その工作物は公共下水道に帰属することから、同法第3条の管理規定を根拠に大阪市が道路を使用する者にあたるため、大阪市が道路占有申請を行っている。
- 2 しかしながら、条例上、法律については公開請求の対象となる公文書に該当しないと定義(条例第2条第2項ただし書による。)され、また大阪市がそもそも作成していないことから本件決定を行った。
- 3 なお、異議申立人は「道路占有申請時点では下水道所管は当該道路の占有者にあた

らない」と主張しているが、下水道法第3条を根拠に大阪市は占有者にあたるものである。

- 4 また、本件請求に対しては本件決定を行ったものの、異議申立人に対して、本件決定を行った理由について説明を行い、下水道法第3条の規定の存在については情報提供している。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定の取消しを求めている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、前記第3の1のとおり、道路占用申請は大阪市ではなく施工業者が行うべきものであるにもかかわらず、占有者ではない大阪市に占用申請させているからには、何らかの根拠が存在するはずである旨、主張している。

これに対し、実施機関は、前記第4の1のとおり、下水道法第3条により大阪市が道路を使用する者にあたるため、大阪市が道路占用申請を行っている旨、主張している。

- (2) 実施機関は、法律は条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないことから本件決定を行っており、下水道法第3条等の規定及びその解釈については、本件決定に係る決定通知書を送付する際にあわせて文書により説明を行っていることが認められる。

そこで、下水道法第3条に関して、法律そのもの以外に国等の関係機関からの通知通達や、実施機関において解釈を定めた文書等が存在しないか、当審査会から実施機関に確認したところ、道路占用許可について、そのような文書は存在せず、あくまでも下水道法等の規定を根拠に大阪市が道路占用申請を行っているとのことであった。

- (3) なお、異議申立人は、本件請求において下水道工事における道路占用申請に係る根拠以外に、水道工事における道路占用申請に係る根拠も求めているにもかかわらず、本件決定において水道工事における道路占用申請に係る記載等がない旨、主張

している。

この点について当審査会から実施機関へ確認したところ、水道工事における道路占有申請については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条第 2 項を根拠としており、その経過等については下水道工事における道路占有申請と同様であるとのことであった。

- (4) 以上のことを踏まえると、下水道法及び水道法の法律そのもの以外に根拠となるものが存在しないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 210 号

年 月 日	経 過
平成 25 年 1 月 16 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 2 月 27 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 11 月 12 日	審議（論点整理）
平成 26 年 1 月 21 日	実施機関理由説明
平成 26 年 2 月 4 日	審議（論点整理）
平成 26 年 2 月 18 日	異議申立人意見陳述
平成 26 年 3 月 14 日	審議（論点整理）
平成 26 年 4 月 15 日	審議（答申案）
平成 26 年 5 月 16 日	審議（答申案）
平成 26 年 6 月 26 日	答申